○海上保安庁告示第二百六十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　衣浦港一色南防波堤灯台
位置
所在地　愛知県衣浦港（一色南防波堤外端）
北緯　三四―四九―〇二
東経　一三六―五九―三九
廃止年月日　平成二十一年八月三日

○海上保安庁告示第二百六十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　宗谷港外北防波堤灯台
位置
所在地　北海道稚内市（宗谷港外北防波堤外端）
北緯　四五―三一―一三
東経　一四一―五六―五二
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十一年八月三日

名称　松島灯台
位置
所在地　兵庫県姫路市（松島）
北緯　三四―三五―三七
東経　一三四―二八―三七
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十一年八月三日

名称　高島灯台
位置
所在地　島根県益田市（高島）
北緯　三四―五〇―〇七
東経　一三一―五〇―一八
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年八月三日

名称　千葉港市川西第二号灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港葛南区（千葉灯標の北西方約一四キロメートル）
北緯　三五―四〇―一七
東経　一三九―五七―〇二
変更した事項
光度　実効光度二一カンデラ
記事　千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所管理
変更年月日　平成二十一年八月一日

○海上保安庁告示第二百六十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所
茨城県つくば市東一―一―一
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三四度二〇分四六秒東経一三二度一九分三七秒、北緯三四度一九分三一秒東経一三二度二一分一秒、北緯三四度一四分三五秒東経一三二度一四分五六秒、北緯三四度一五分一六秒東経一三二度一三分五七秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）
ロ　期間　平成二十一年十月十日から平成二十一年十一月十日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、インターフェロメトリ音響測深機による測深
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　六管区水路通報第三十八号（平成二十一年十月二日発行）

○環境省告示第三十六号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年十月六日

環境大臣　小沢　鋭仁

表（ＲＳ）―２―（４―クロロ―ｏ―トリルオキシ）プロピオン酸カリウム（別名メコプロップカリウム塩又はＭＣＰＰカリウム塩）、（ＲＳ）―２―（４―クロロ―ｏ―トリルオキシ）プロピオン酸ジメチルアミン（別名メコプロップジメチルアミン塩又はＭＣＰＰジメチルアミン塩、（Ｒ）―２―（４―クロロ―ｏ―トリルオキシ）プロピオン酸イソプロピルアミン塩（別名メコプロップＰイソプロピルアミン塩）及び（Ｒ）―２―（４―クロロ―ｏ―トリルオキシ）プロピオン酸カリウム塩（別名メコプロップＰカリウム塩）の項の次に次のように加える。

Ｏ，Ｏ―ジエチル＝Ｓ―２―エチルチオエチル＝ホスホロジチオアート（別名ジスルホトン又はエチルチオメトン）	3.2μg／l
１―［４―（２―クロロ―α，α，α―トリフルオロ―ｐ―トリルオキシ）―２―フルオロフェニル］―３―（２，６―ジフルオロベンゾイル）尿素（別名フルフェノクスロン）	0.017μg／l
ナトリウム＝３―イソプロピル―３Ｈ―２，１，３―ベンゾチアジアジン―４―オラート＝２，２―ジオキシド（別名ベンタゾンナトリウム塩又はベンタゾン）	３―イソプロピル―３Ｈ―２，１，３―ベンゾチアジアジン―４―オラート＝２，２―ジオキシド（別名ベンタゾン酸）として8,800μg／l

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前	後別
石巻市須江字山崎前一三番三から東松島市赤井字東四番一まで	一一・〇〇～六一・二〇メートル	後　一一・〇〇～二四・〇〇キロメートル　〇〇・二八八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前	後別
山形市桜田東二丁目二二六番九から同市元木一丁目六三六番二まで	前　九・九〇～一五・四五メートル	後　一三・二〇～四六・六〇キロメートル　〇〇・三三八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所